

高橋しんすけ 議員報告

無所属 市民議員 高橋伸介 : 1953.4.25生まれ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切合切を一人でこなす完全ひとり選挙の手法を貫き現在3期目。行財政改革派・納税者系・オンブズマン系の市民派市議会議員。



高橋しんすけ で 検索



枚方市役所議会事務局 〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel.072-841-1221 自宅 〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくずは) 2-27-6



特集

わかりにくい 枚方談合事件 3

前回3月に配布いたしました地域配布版21号からの続編です。

公判では、中司前市長、小堀前副市長、初田前府議の三者とも談合関与を否認されています。

また、初田前府議には三千万円の収賄容疑があります。しかし、初田前府議は三千万円の授受は認められていますが、談合はしていないとのことですので、談合の対価としての「収賄」ではないとされています。収賄罪ではなく所得税法違反等の罪ではないかと思われます。要するに三千万円については起訴されている「収賄罪」ではなく、「罪状が違つ」ということで争っておられます。

私は、昨年5月29日に地検特捜部の捜査を受けて以来、膨大な押収書類や関係者への口止めなどで、議会100条委員会(調査委員会)も開催出来にくくなる中、議員として精力的に調査を重ねてきました。個人調査と共に、一般質問、予算決算特別委員会、各委員協議会、全員協議会での質問、質疑も精力的に行つて参りました。

また、すでに終結した関係人の公判傍聴や、現在行われている公判の傍聴も時間の許す限り行っております。

初田前府議についてはあまり情報を持ち合わせていませんが、私は結果として、検察は主犯を従犯と位置づける誤りを犯しており、中司前市長や小堀前副市長を面子(メンツ)で起訴したのではないかと感じています。面子で起訴!と驚かれる方も多いかと思えます。恐ろしいことですが、この世界では良くあることのようにです。また、「主犯」については前号をお読みください。

特に、小堀前副市長については、どのようなベクトル(方向性)で考えても、逮捕・起訴はあたらず、従来なら考えられない逮捕、起訴であると考えています。小堀前副市長は、この事件では被害者であるようにも思うのです。・・・

三者については、いずれも決め手となる物証の無い裁判で、証人による公判が現在も続いています。来年、2月初旬まで公判が続けられ、3月から4月には判決となります。

なお、私のホームページには、検察側の冒頭陳述(起訴理由)を含め、中司前市長、小堀前副市長の冒頭陳述も全文掲載しております。また、「地域配布版」20号、21号のバックナンバーも掲載しておりますのでご参考ください。



10月21日の公判で中司前市長自ら述べられた冒頭陳述

(2008・10・21大阪地裁2001号大法廷にて)

市長職を辞してから一年余りがたちましたが、初めて私の思いを申し述べる事ができるこの日を、一日千秋の思いで待ち望んでおりました。

私は、昨年春、4期目の就任をさせていただいた直後に、談合容疑で逮捕・起訴されました。そして、昨年9月に、市政に混乱をもたらし、市政に対する信頼を損ねたことへの責任を取って辞職いたしました。

このことについて、当時の市政の責任者として万死に値すること、市民の皆さん、そして市職員並びに関係者の皆さんに心からお詫び申し上げます。同時に、公約として掲げたマニフェストの実現に對して、市民の皆さんのご期待に応えることができなかったことを大変申し訳なく思っています。

しかしながら、私は、談合に關与しておらず、談合罪に問われるような行為は一切行っておりません。公訴事実にあるような、第2清掃工場の建設工事の入札において公正な価格を害する目的で共謀し、大林・浅沼共同企業体が落札するよう談合を行ったことはありません。

枚方市の第2清掃工場は、市民生活にどうしても必要であるにもかかわらず、

近くに建てられるのは困るとい、いわゆる迷惑施設でありました。

このため、環境面での心配などから、建設予定地周辺の住民による激しい反対運動が続いていたのです。

加えて、当時、市の財政は非常に厳しい状況にあり、財政再建と清掃工場の整備を両立して進めることが課題となっていました。

そこで私は、行財政改革を強力に推し進め、その一方で、施設の整備について理解を得るため、何度も地元集會に足を運び、罵声の中で頭を下げ、ときには深夜まで話し合いを行いました。

その中でいただいた地元皆さんのご意見を受け入れて、環境への最大限の配慮を約束するとともに、焼却ごみの半減を掲げるなど、積極的にゴミの減量施策を推進してきました。その結果、施設の規模も予算の額も、当初の予定より大幅に削減することができたのでした。

第2清掃工場は、このように、地元のみなさんとの話し合いを繰り返して、理解と協力を求めるなど、10年余りに及ぶ多くの人々の努力の末に、やっとのことで計画を前に進めることができたのであります。

また、枚方市では、私が市長に就任する以前、別の清掃工場の建設にさいして契約に疑惑があることが判明し、市議会で調査特別委員会が設置されたことがありました。

だからこそ、事業の実施にあたっては、まず、環境面で世界最高水準であること、そして、談合のない施設整備を行うことを大方針として取り組んできました。

建設に反対する方々の理解を求め、職員と一緒に、本当に苦勞に苦勞を重ねた事業だったのです。ですから、特定の建設会社を利する行為に加担しようなどという考えも認識も一切ありませんでした。もちろん、何らかの見返りを求めたこともありません。

それだけに、よもや私自身が談合の嫌疑を受けることになるとは思ってもみませんでした。まして、これまで何事においても公正な行政を進めてこられた小堀副市長まで巻き込んでしまうことになり、まさに断腸の思いで、悔やまれてなりません。

私は、平成7年4月に市長に初当選以來、生まれ育った愛する枚方の発展のため、市民の皆さんの幸せを実現するため、身を賭して尽くしてまいりました。全市民に對して公平、公正であり、財政を健全にし、環境にやさしく、政策本位の行政を築くことが、就任当初からの私の政治目標でした。

そうした考えから、全国で初めて市政にマニフェストを導入し、市民のみなさんに公開しました。そして、マニフェストに基づく市政改革に全力で取り組み、財政再建を果たすとともに、市民生活に必要な数々の事業を実現してきました。また、行政の透明性を高め、利権構造を

なくすために、他市に先駆けて情報公開や市民参加の導入、入札制度の改革などを行ってきたのであります。

市役所職員、そして、市民のみなさんと一緒に進めてきた、取り組みの全てを誇りに思っています。

今、第2清掃工場が完成し、稼働後の周辺地域の環境を守るために、里山でのボランティア活動に参加しています。立ち上がった施設を目にし、整備に苦勞してきたことを思い返す度に、このような事態に直面した悔しさが胸にこみ上げてきます。

この一年半、私にとりまして、かつて経験したことのない辛いときを過ごすことになりました。とりわけ、大阪地検特捜部の苛烈極まりない取り調べの中で、精神的に追い詰められ、何を言っても聞き入れられないことへの無力感や挫折感から、事実と異なる供述調書に署名してしまつた、自分の弱さを思うと、残念でなりません。

また、先に行われた、他の被告人の裁判での証言についても、悔しい思いで一杯であります。

これまで、この状況に耐えて沈黙を守つてまいりましたが、この裁判を通して事件についての真実が明らかになり、私の潔白が証明されますことを強く願っています。

次に、10月27日の公判で小堀前副市長の弁護側からの冒頭陳述(2008・10・27大阪地裁802号法廷にて)

冒頭陳述要旨

被告人小堀隆恒に対する談合被告事件について、弁護人が証拠により証明しようとする事実上及び法律上の主張は、下記の通りである。

記

第1総論

本件談合被告事件において、主たる争点は、被告人が談合の共謀に関与していたか、である。

被告人は、およそ談合行為に加担しておらず、談合の存在についての認識もなく、談合の共謀に一切関与していない。このことは、下記の事実からも明確であり、本件公訴事実は、被告人には謂われない嫌疑に他ならない。

記

1 枚方市は、従前より談合防止のために入札監視委員会の設置、電子入札制度の導入、入札予定価格の事前公表制度の導入及び契約約款における賠償条項の規定等の施策を講じていたところ、本件においても、かかる施策は実施されており、

被告人は忠実にその職務を遂行し、談合防止に取り組んでいた。

2 被告人は、当時大阪府警警部補であった平原幸史郎(以下「平原警部補」という)、当時枚方市市議会議員であった初田豊三郎(以下「初田市議」という)、当時枚方市長であった中司宏(以下「中司市長」という)等と(仮称)第2清掃工場建設工事(以下「本件工事」という)を特定の業者に発注できるように便宜を図るための調整をしたことはない。

3 被告人は、株式会社大林組(以下「大林組」という)及び株式会社浅沼組(以下「浅沼組」という)等の業者と本件工事を大林組及び浅沼組共同企業体に発注できるように関係者と接触したり、便宜を図ったりしたことはない。

4 そもそも本件工事の発注方式をプラットフォーム設備工事と土木建築工事とに分けた分離発注方式に決定したことは、被告人が副市長に就任し、本件工事に関与する以前に方向性が決定されていたものであり、被告人は、かかる決定についておよそ影響力を与えておらず、決定の判断自体に関与していない。

5 被告人にとっては、今回の一連の談合事件に平原警部補が関与していること自体が青天の霹靂であり、談合防止のために協力を買って出ている現職の大府府警の警察官である平原警部補が談合に加

担していることなど、想像だにできなかったことであり、被告人が自らの談合への加担を問われるなど、夢にも思わなかった。

以下、これらの点について、詳述する。(以下、第2から第9まで長文ですので省略します。ホームページをご参照ください。)

第10 終りに

以上のとおり、被告人は、およそ談合行為に加担しておらず、談合の存在についての認識もなく、談合の共謀は一切関与していない。被告人は、職務に関連して、何ら不当な権限行使や任務違背をしておらず、これに関連して利得を得た事実も全く存在しない。とりわけ、同じ公務員でありながらも、警察官という身分を悪用し賄賂を要求し私腹を肥やす公務員としての清廉さもない平原警部補と被告人とは全く異質の存在である。

被告人と弁護人は、一連の本件工事の発注経緯と被告人の関与を具体的に精査することを通じて、被告人のいわれなき嫌疑を明らかにするとともに、捜査過程において、検察官が前立腺肥大症を患う被告人に約6時間にも渡る取調べの間、一杯の水も飲ませないまま取調べを継続することで前立腺肥大症を悪化させ、被告人をしてカテーテルの装着を余儀なくさせた事実、さらにはその後も長時間に及ぶ取調べを継続し、カテーテルの長期装着を余儀なくさせ細菌感染までさせた

事実、公訴事実を否認し続ける被告人に人権を明らかに無視した罵詈雑言を浴びせ続けた事実、被告人が実際には行っていない供述を被告人がなしたかのような虚偽の情報をマスコミに流し、不当に被告人の名譽を毀損した検察官の行為、並びに検察官が中司市長逮捕のための証拠の駒として利用すべく、根拠なく憶測や見込みのみに基づいて、根拠なく被告人の身柄拘束及び訴追に及んだ、本件訴追の実態を明らかにする所存である。

以上がお二人の冒頭陳述でした。今号では、紙面の都合でここまでといたします。



編集後記

加齢とともに数年前から頻尿や残尿感を感じていました。今年の2月頃から血尿が出だしました。議員となって10年間、休日も休むことなく仕事をしておりましたので疲れが原因かと思いい、早めに家へ帰る程度で様子を見ていましたが血尿は止まりませんでした。

3月の議会で、症状が悪化してきたので診察を受けますと、血尿の症状から、当初膀胱がんが疑われましたが、精密検査の結果、前立腺腫瘍と判明しました。腫瘍からの出血であったことから、3月に腫瘍摘出手術をいたしました。

一時は手遅れかと観念しましたが、生検の結果、今回は悪性腫瘍(ガン)ではありませんでした。この時は九死に一生を得た思いをいたしました。

手術は完璧に成功しましたが、以前から高血圧や心臓肥大の症状も出ていましたので、現在は仕事をこなしながら治療もしている状態です。

投薬の影響か、調子も以前のように戻らず、くずは駅前報告を長く休んでいる状態でしたが、投薬にも徐々に慣れてきましたので駅前報告も再開しつつあるところで、再開に向けてガンバリマスので、駅前で見かけられましたら是非ともお声をかけてください。

さて、トップでお伝えしましたように、昨年、市を震撼させた「大林組による枚方談合事件」の中司前市長、小堀前副市長、初田元府議の公判が始まりました。

大林組関係者は早々に罪を認め裁判は終了し、平原元警部補の裁判は2審まで有罪で終わっています。(H20・11・15現在)

3名が起訴されてから、裁判官、検察側弁護側が約1年に渡って整理手続きを進めてこられました。

私自身も1年半にわたり独自調査を続けてきましたが、特に中司前市長、小堀前副市長におかれては金品の收受もなく、当然のことながら確たる証拠もありません。

裁判は各証人の証言のみで、その証言も被告人の罪を指摘する明確な証言ではなく、証言内容の解釈が中心となっております。公判の傍聴をしている限り、逮捕、起訴や辞職にあたらぬと判断しているところで、個人的には検察による意図的な主犯のすり替えが行われていると強く感じています。

有罪率99.7%！この数字は

地検が起訴をして、被告が有罪(執行猶予を含む)となる数字です。日本の捜査では、事件のスジ(ストーリー)が決まるとスジから外れた事実は無視される傾向にあるようです。被告に有利になる事実を弁護側が調べようにも捜査権はありません。裁判が長引くと本人や家族に対する社会的制裁が続ぎ、弁護士費用もかさねてきます。多くの被告は裁判が長引くことのリスクに耐えられず、真実を争うことをやめ、執行猶予狙いの裁判となります。

また、いろいろなところからお聞きする

と、三権分立の一つである司法(裁判所)が、検察起訴を重んじる風潮があり、検察に逆らう判決を出すとは左遷もあるようになります。ましてや「検察特捜」(エリート)が関わった事件ともなれば結果は見えてきそうです。

とすると、検察と司法との「官製談合」とも言えるわけで、その結果が有罪率99.7%となっているように思われます。

もつとも、検察側の意見は、逮捕しても約半数が「不起訴」や「起訴猶予」処分としていことから、有罪確実の事件を起訴しているのだから、有罪率は100%でもおかしくないとの主張もあります。またマスコミ報道された重大事件では、ほとんど起訴猶予処分は無く、したがってほとんどが有罪となっております。

しかし、日本の刑事裁判では現実に冤罪も発生しており、世界の常識である「疑わしきは被告の利益に」「疑わしきは罰せず」「推定無罪」は機能せず、「疑われたら最後」という言葉が、日本では相応しい現状となっております。

また、検察や警察の情報権を権力側の思惑通りに、一方的に垂れ流すマスコミの姿勢も問われます。まさに「疑われたら最後！」です。

残念ながら、特に検察特捜の起訴には裁判官も一定配慮する、エリート同士の悪しき作風が裁判所にはあるようで、被告にとっては真実がどうであれ厳しい結果が予想されるのですが、今回のような捜査初動から見込み違いの捜査については裁判所も公平な判断をさせていただきたいと強く思うところです。



議員のホームページや議員報告(ペーパー版)は政務調査の目的により運用しております。市政に関するご意見、ご提案、ご感想をお寄せ下さい。尚、お名前やご住所は他の目的を持って使用することはありません。

くずは駅前報告～ライブ通信

(2008.12現在 608回目のご報告)

くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30~8:30

(土日祝雨天そして用事のある日は休みです)



体調が良くなかったため、駅前報告は休みました。
さあガンバリマス！

